

デイサービスセンターこだま 運営規定

この運営規定において医療法人魚野会が開設する認知症対応型通所介護事業であるデイサービスセンターこだまの適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 デイサービスセンターこだま（以下（当施設）とする。）は、要介護者であって認知症の状態にある者に、適正な認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設の職員は、要介護状態にあつて認知症の状態にあるもの（著しい精神症状や著しい行動障害があるもの、急性期状態にある者を除く）に対して、通所施設において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 当施設の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、介護予防サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- 1) 名 称 デイサービスセンターこだま
- 2) 所在地 新潟県魚沼市十日町243-4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 従業員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1人

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 職員 生活相談員 1人以上
介護職員 2人以上

職員は、認知症対応型通所介護を提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1) 営業日 日曜日から金曜日までとする(土曜日休業)。
- 2) 営業時間 7時から19時までとする(送迎時間含む)。
- 3) サービス提供時間は8時30分から17時までの間の8時間以上とする。
- 4) 延長サービスを行う時間は3時間とする。

(認知症対応型通所介護の内容)

第6条 当施設は、要介護者であって、認知症状態にある者を対象に認知症の方が自宅から日帰りで、通い・入浴・排せつ・食事など日常生活上で必要な介護や機能訓練等を、専門的かつ効果的な支援を受けられるサービスを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 当施設の利用料の額は厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受理サービスの場合は、利用料の1割負担額とする。

- 2 保険対象外費用については、別表料金表により支払いを受ける。
- 3 前各項にかかる費用の聴衆に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(利用者の定員)

第8条 当施設の利用定員は、12名とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 当施設の利用にあたっては、主治医の診断書に基づき、認知症状態であることを確認する。

- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は魚沼市とする。

(緊急時等の対応)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は法人統括防火管理者を当て、火元責任者には、事業所職員を当てる。
- (2) 市行事・終業時には、火災危険防止の為に樹種的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を原生し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(守秘義務)

第13条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所はご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 職員に対し、虐待を防止するための研修を実施
- (2) ご利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（虐待防止に関する担当者の選定及び委員会の開催等）

(その他運営に関する留意事項)

第15条 職員の質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年数回（必要に応じて）
- 2 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職

員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人魚野会と事業所の責任者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定の変更は、令和3年4月1日から施行する。